

## 那須町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 那須町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	湯本処理区：昭和59年3月 供用開始後42年 黒田原処理区：平成14年3月 供用開始後24年	法 適 (全部適用・ 一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (全部適用)
処理区域内人口密度	湯本処理区：3.7人/ha 黒田原処理区：19.9人/ha (令和6年度現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	2処理区(湯本処理区、黒田原処理区)		
処 理 場 数	2処理場(湯本浄化センター、黒田原水処理センター)		
広域化・共同化 ・最適化 実施状況*1	広域化・共同化：令和元年度から栃木県広域化・共同化計画策定に関する県北ブロック検討会議を実施 最適化：令和4年度に那須町生活排水処理基本構想の見直しを実施		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料10m <sup>3</sup> まで 1,200円(税抜) 超過使用料11m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> あたり110円(税抜) 501m <sup>3</sup> ～2,000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> あたり 90円(〃) 2,001m <sup>3</sup> ～ 1m <sup>3</sup> あたり 80円(〃) 従量制(10m <sup>3</sup> 基本使用水量ありの逆累進使用料) 使用料改定 平成13年4月 平均改定率32.9%				
業務用使用料体系の概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,530 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,295 円
	令和5年度	2,530 円		令和5年度	2,051 円
	令和6年度	2,530 円		令和6年度	2,085 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

## ③ 組織

職員数	5人(下水道事業関係)
事業運営組織	<p>上下水道課長(1) 一課長補佐(1)</p> <p>一下水道業務係長(1) 一下水道業務係(1)</p> <p>一下水道施設係長(1) 一下水道施設係(1)</p> <p>※課長補佐は、水道事業で給与負担しているため職員数に含めない。</p>

## (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設管理を民間委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	<p>湯本浄化センターでは、下水を浄化するときに発生する汚泥を有効利用し、コンポスト肥料「那須グリーンマニユア」を生産・販売しています。</p> <p>それ以外の湯本浄化センターで発生した汚泥と黒田原水処理センターで発生した汚泥は、建設資材等として安定的にリサイクルするため下水道資源化工場に搬出しています。</p>
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙経営比較分析表のとおり

経費回収率は他団体と比較し平均を下回っており、その要因としては湯本処理区の大型ホテル等の撤退や、人口減少及び節水型製品の普及等による使用料収入の減少が挙げられます。

汚水処理原価は他団体と比較して高くなっており、その理由として黒田原処理区においては地形的にポンプ施設の費用負担が大きいなどが考えられます。

## 2. 将来の事業環境

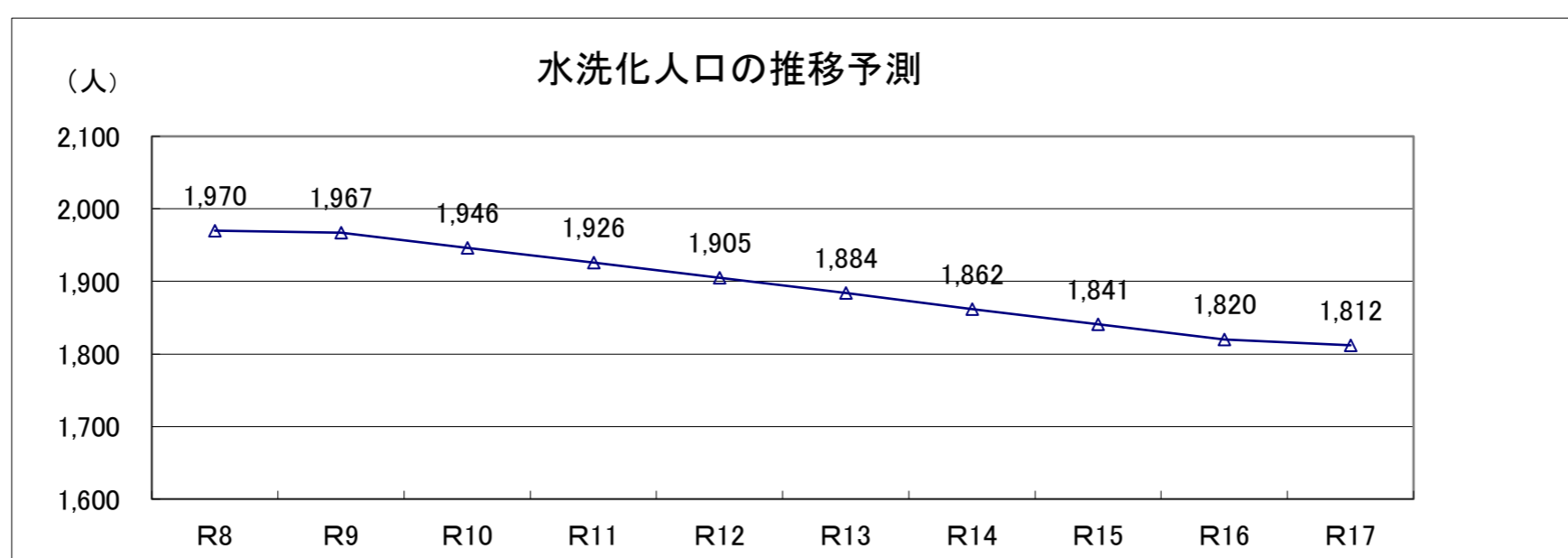
### (1) 処理区域内人口の予測

町の人口は昭和25年(1950)の31,241人をピークに減少に転じ、令和2年(2020)には23,956人(国勢調査)となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が令和5年(2023)12月に公表した推計によると、本町の総人口は今後減少傾向が続き、令和27年(2045)には17,269人まで減少すると予測されています。

下水道の処理区域においても、同様に減少傾向が続いています。未普及対策として、黒田原処理区の上ノ原地区の拡張事業を実施しましたが、減少傾向の大幅な改善は見込めません。

処理区域内の水洗化人口の予測については、那須町の将来人口ビジョンにおける目標人口をもとに推計を行いました。

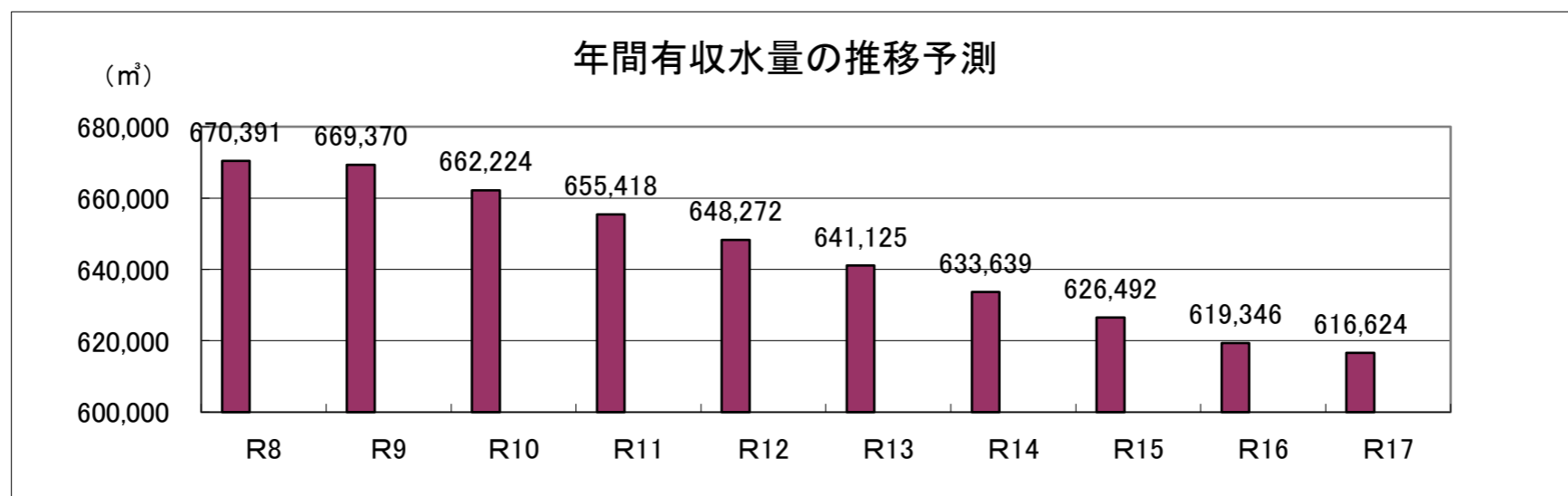


### (2) 有収水量の予測

湯本処理区の有収水量は、平成12年度をピーク(995,711m<sup>3</sup>)に減少傾向にあります。大型施設の建設等に伴う新規参入がなければ、有収水量の回復は見込めない状況です。

使用料金の70%以上を湯本処理区が占めているため、全体としての有収水量は今後も減少していくものと予測されます。また、黒田原処理区の面整備はほぼ完了しておりますが、接続率が76.5%と低いことから、積極的な営業活動などにより接続率増加を図る必要があると考えます。

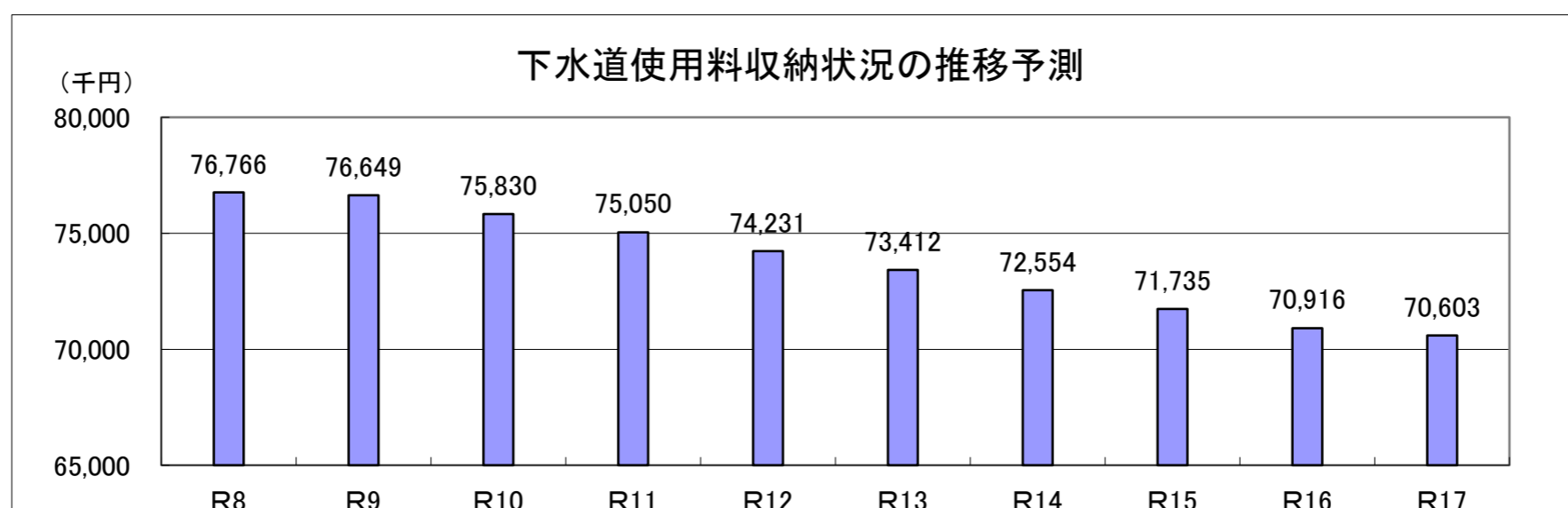
これに加え上記の人口予測の推移を加味すると、下記の有収水量の予測が考えられます。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しについては、処理区域内の人口減少や節水機器の普及などによる有収水量の減少に伴い、使用料収入も減少していくことが見込まれます。

今後、老朽化が進む下水道施設の更新に必要な費用を確保する必要があることから、水洗化率の向上に向けた啓発活動、安定した使用料収入の確保のため使用料改定の必要性について検討を行います。



### (4) 施設の見通し

管渠施設の総整備延長は、污水管が約39kmとなっています。污水管は昭和52年度から整備されており、一番古い管は令和7年度末で整備から48年経過しています。

下水道事業による雨水管の整備は行っていません。

湯本浄化センターの供用開始は昭和59年3月ですので、令和7年度末で整備から42年経過しています。

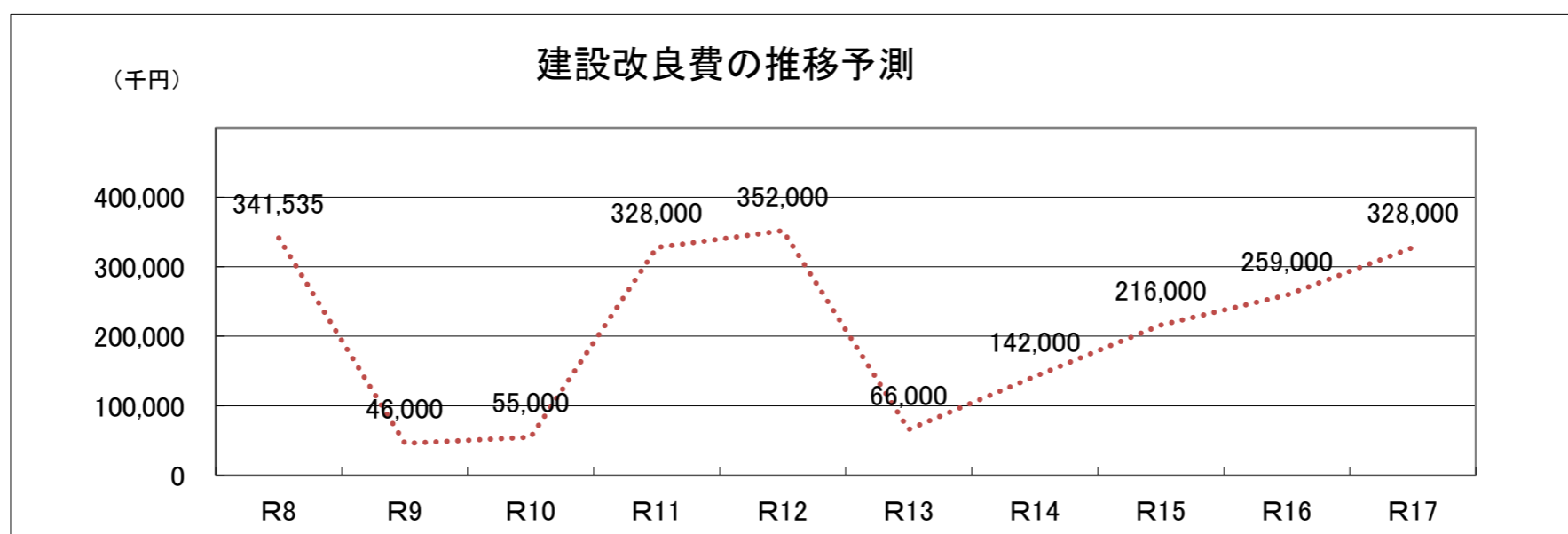
黒田原水処理センターの供用開始は平成14年3月ですので、令和7年度末で整備から24年経過しています。

マンホール型ポンプ場は幸町マンホールポンプ場の整備が最も古く、平成18年度に整備され、令和7年度末で整備から19年が経過しています。

施設の改築・更新についてストックマネジメント計画等を策定し、計画的に対策を行っていきます。

処理場改築工事 湯本浄化センター・黒田原水処理センター R8～R17 2,133百万円

管渠点検調査業務 湯本処理区・黒田原処理区 延長 9,782.79m R8～R17 38百万円



## (5) 組織の見通し

令和6年度に公営企業会計を適用し、それに対応する人員を令和3年度から1名増として、上下水道課長1名、下水道業務係2名、下水道施設係2名の5名体制で業務を実施しています。  
今後の経営がより安定したものとなるよう、人員削減を含めた組織改変を検討するとともに、業務の見える化や共有、研修の積極的な参加などを図っていきます。

## 3. 経営の基本方針

下水道施設の効率的な維持管理・再整備を通じ、下水道サービスを持続的に提供します。  
これに不可欠な財政基盤を健全性、収益性、効率性の観点から強化するとともに、経営資源を人材・技術・財源と幅広くとらえ、これらの確保に努めます。

町民が安全で快適な生活が送れるよう、「那須町生活排水処理基本構想」に基づき、生活排水の適正な処理による公共用水域の水質の保全、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を推進します。

令和3年度に策定した那須町下水道総合地震対策計画及び令和7年度策定のストックマネジメント計画に基づき、施設の適正な維持管理と地震対策を強化し、長期にわたる継続的な有効活用に努めます。

災害等が起きた時に早期に対処できる管理体制を確立するため、下水道事業業務継続計画(BCP)を策定しています。

普及促進については、下水道未接続者への戸別訪問及び水洗化促進の文書を配布するなど水洗化率向上に向けた対応を行ってまいりましたが、今後も継続して取り組んでいきます。

令和6年度より地方公営企業法を適用し、適正な経営状況の把握及び財政マネジメント力の向上を図っております。

広域化・共同化については、栃木県広域化・共同化計画策定に関する県北ブロック検討会議及び栃木県下水汚泥資源化推進協議会等において検討します。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	湯本浄化センターの長寿命化対策及び耐震対策工事は、ストックマネジメント計画に基づき計画的な事業実施を目指します。 令和6年度からはストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化を目指しています。

(湯本処理区)

令和6年度末において、事業認可面積149.6haに対して124.5haが整備完了し、面整備はほぼ完了しています。

現在、湯本浄化センターの長寿命化及び耐震対策工事を実施中で、今後もストックマネジメント計画に基づき継続して事業を実施してまいります。

(黒田原処理区)

令和6年度末において、事業認可面積156.2haに対して105.2haが整備完了しています。

上ノ原地区の未普及解消工事を実施し、令和6年度にほぼ完了しています。

(湯本処理区・黒田原処理区)

令和8年度からは第二期ストックマネジメント計画に基づき、処理施設21億円の改築費用を見込み、10年間で投資額を平準化しています。

現在の下水道事業全体計画にある区域全てに下水道を整備するためには、多大な費用が必要であり、そのうえ維持管理費用も増加すると考えられることから、下水道事業区域のあり方について検討する必要があります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>別紙投資・財政計画に示した長期財源試算結果によると、一般会計からの繰入金に依存することなく独立採算化するためには、使用料を4倍程度にする必要があります。しかしながら、使用料を4倍にするということが現実的でないことから、令和7年度の繰入金2億6千万円の水準で令和17年度まで運営するためには、使用料を20%程度上げることで営業収支を賄えると予測されることから、定期的な使用料改定を行うことにより売上を確保し、加えて補助金活用による町費負担の削減、債務調整による計画的資本整備により収入の安定化を図っていきます。</p> <p>これに鑑み使用料の改定は必須であることから、早期に検討を行います。</p> <p>これらを行うことにより、計画期間内の収益的収支差額をプラス収支とすることを目指します。同時に、繰入金の繰入額を現状程度を維持することを目標とします。</p>
-----	--

今回の計画では使用料改定時期について早期実施を目指し、その必要性、実施時期や改定内容について、地方公営企業法に則り、慎重に判断し、利用者に対して十分な説明を行い、理解を得ることが必要と考えています。

下水道事業は投下資本が巨額であり、単年度の費用に占める資本費の割合が大きいことから、一般会計繰入金の額が大きくなっています。今後長期にわたる下水道事業の維持には、一般会計への負担が多いためであることから、施設の老朽化が過大となるタイミングで、何らかの抜本的改革を検討する必要があると考えています。

使用料については、策定期間中に人口の減少が予想されますので、那須町人口ビジョンの推計人口に基づき試算しております。

地方債及び国庫補助金については、ストックマネジメント計画に基づき試算しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>シミュレーション上の主な経費算定方針は以下のとおり</p> <p><input type="checkbox"/>職員給与費 2026年度以降は過去2年(2024年～2025年)の平均単価を用い、人事院勧告の上昇率を参考に3.0%の増加率を考慮したものを採用した。</p> <p><input type="checkbox"/>動力費、修繕費 2026年度以降は過去2年(2024年～2025年)の平均単価を用い、動力費は水量資産及び、物価上昇率(日本銀行の「経済・物価情勢の展望(2025年8月)」の消費者物価指を参考)3.0%の増加率を考慮したものを採用した。</p> <p><input type="checkbox"/>委託料等 物価上昇を踏まえた将来値を推定し、平均したものを計上した。</p> <p><input type="checkbox"/>支払利息 建築費の計画を踏まえた企業債発行を見据え、利率2%として将来推計を行った。</p>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	栃木県広域化・共同化計画策定に関する県北ブロック検討会議等において検討します。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画策定を令和7年度に実施しており、今後はそれに基づいて計画的に施設の改築・更新を行い、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	2処理場とも維持管理を委託している業者との連絡を密にして、計画的・効率的な運営に努めます。
その他の取組	那須町下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設が地震時において要求される機能を確保するための対策を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和6年度より公営企業法の適用となり、経営状態の把握が容易になったことで経常収支比率が低いことが浮き彫りとなり、不足分の繰入により一般会計への負担が大きなものとなっています。このため使用料の改定は喫緊の課題と捉え、上下水道審議会の答申を経て早期に実施することを目標とします。
資産活用による収入増加の取組について	黒田原水処理センターの余裕敷地に太陽光発電パネルを設置することにより電源補助の可能性があり、今後導入費用や売電収入の資産および補助金制度など、導入に向けた調査を行います。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の維持管理について、施設の運転管理等の民間活用をしていますが、今後さらに検討していく予定です。
職員給与費に関する事項	地方公営企業法の適用によって、水道事業と業務が重複する部分があり、今後は水道事業との共同化も視野に入れて組織改編を検討する必要があります。 また、職員には下水道に係る専門知識に加え、研修の受講等による企業意識の向上や企業会計に対する専門知識の習得なども求められます。
動力費に関する事項	下水処理場等における動力費等の維持管理費は、汚水処理には欠かせないものであります。 汚水処理の効率化を図るとともに、総合的な管理運営に努めていきます。 電力使用料金の削減のため、民間調査会社に電力料金比較調査を委託し、安価に提供する電力供給事業者を選定します。
薬品費に関する事項	下水処理場等における薬品費等の維持管理費は、汚水処理には欠かせないものであります。 汚水処理の効率化を図るとともに、総合的な管理運営に努めていきます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的な改築・更新を行い、修繕費の削減を図ります。
委託費に関する事項	適正な入札の執行等により費用の抑制に努めます。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	安定した経営基盤の確立のため、PDCAサイクルにより進捗状況を把握し、3～5年ごとに本経営戦略を事後検証を行い、改定を実施します。
---------------------	---

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		70,642	72,910	70,570	76,974	83,400	83,153	82,907	82,661	82,415	82,168	81,922	81,676	81,429	
	(1) 料 金 収 入		70,534	72,760	70,364	76,766	83,250	83,003	82,757	82,511	82,265	82,018	81,772	81,526	81,279	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)															
	(3) そ の 他		108	150	206	208	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
	2. 営 業 外 収 益		109,904	318,075	389,472	418,981	367,418	375,108	370,687	371,229	378,354	385,015	385,827	380,548	380,080	
	(1) 補 助 金		109,904	210,722	251,156	282,972	228,352	233,838	233,103	234,844	239,527	243,734	245,401	243,249	245,453	
	他 会 計 補 助 金		74,399	134,696	162,858	189,389	195,240	225,560	233,103	234,844	239,527	243,734	245,401	243,249	245,453	
	他 会 計 負 担 金		35,505	76,026	88,298	93,583	33,112	8,278								
	そ の 他 補 助 金															
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			107,321	138,316	136,009	139,066	141,270	137,584	136,385	138,827	141,281	140,426	137,299	134,627	
	(3) そ の 他			32												
	収 入 計 (C)		180,546	390,985	460,042	495,955	450,818	458,262	453,595	453,890	460,769	467,184	467,749	462,224	461,509	
	支 出	1. 営 業 費 用		149,708	384,057	449,032	473,863	426,422	433,207	427,673	427,000	432,577	437,034	436,613	430,012	428,250
		(1) 職 員 給 与 費		26,260	42,318	47,962	47,111	46,774	46,774	46,774	46,774	46,774	46,774	46,774	46,774	46,774
基 本 給			14,556	20,195	21,396	21,999	22,322	22,322	22,322	22,322	22,322	22,322	22,322	22,322	22,322	
退 職 給 付 費				3,351	3,450	3,450	3,704	3,704	3,704	3,704	3,704	3,704	3,704	3,704	3,704	
そ の 他			11,704	18,772	23,116	21,662	20,749	20,749	20,749	20,749	20,749	20,749	20,749	20,749	20,749	
(2) 経 費			123,448	132,445	162,391	192,596	138,834	138,806	138,778	138,750	138,722	138,694	138,666	138,638	138,611	
動 力 費			8,830	9,393	9,534	9,463	9,435	9,407	9,379	9,351	9,324	9,296	9,268	9,240	9,212	
修 繕 費			6,010	11,197	11,421	10,101	11,764	11,764	11,764	11,764	11,764	11,764	11,764	11,764	11,764	
材 料 費							50	50	50	50	50	50	50	50	51	
委 託 料 他			94,312	97,519	134,987	162,447	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	
そ の 他			14,296	14,336	6,449	10,585	10,585	10,585	10,585	10,585	10,585	10,585	10,585	10,585	10,585	
(3) 減 価 償 却 費				209,294	238,679	234,156	240,814	247,627	242,121	241,476	247,081	251,566	251,173	244,600	242,864	
2. 営 業 外 費 用			19,873	20,686	22,129	22,092	24,047	24,684	25,529	26,475	27,755	29,691	30,656	31,710	32,736	
(1) 支 払 利 息			19,873	20,686	22,129	20,092	24,047	24,684	25,529	26,475	27,755	29,691	30,656	31,710	32,736	
(2) そ の 他					2,000											
支 出 計 (D)		169,581	404,743	471,161	495,955	450,469	457,891	453,202	453,475	460,333	466,726	467,269	461,722	460,985		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		10,965	△ 13,758	△ 11,120	0	349	371	393	414	436	458	480	502	524		
特 別 利 益 (F)																
特 別 損 失 (G)			9,228	489												
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 9,228	△ 489												
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		10,965	△ 22,986	△ 11,609	0	349	371	393	414	436	458	480	502	524		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 22,986	△ 34,595	△ 34,595	△ 34,246	△ 33,875	△ 33,483	△ 33,068	△ 32,632	△ 32,174	△ 31,694	△ 31,192	△ 30,668		
流 動 資 産 (J)			41,818	45,331	58,248	71,619	91,651	110,678	136,958	162,697	189,637	217,318	236,258	256,696		
う ち 未 収 金			22,421	2,137	2,137	2,137	2,137	2,137	2,137	2,137	2,137	2,137	2,137	2,137		
流 動 負 債 (K)			109,218	110,301	110,301	110,301	110,301	110,301	110,301	110,301	110,301	110,301	110,301	110,301		
う ち 建 設 改 良 費 分			94,986	100,229	101,913	99,882	99,088	92,411	96,138	96,989	96,732	102,049	101,510	110,683		
う ち 一 時 借 入 金																
う ち 未 払 金			9,401	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )			-31.5%	-49.0%	-44.9%	-41.1%	-40.7%	-40.4%	-40.0%	-39.6%	-39.2%	-38.7%	-38.2%	-37.7%		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)																
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		70,642	72,910	70,570	76,974	83,400	83,153	82,907	82,661	82,415	82,168	81,922	81,676	81,429		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)																
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)																
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)																
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																

## 投資・財政計画

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕												
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債	137,100	177,000	89,400	152,750	21,200	25,300	151,200	162,200	30,400	65,400	99,500	119,300	151,200
		うち資本費平準化債													
		2. 他会計出資金													
		3. 他会計補助金	67,637	8,158	5,941	2,320	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		4. 他会計負担金		3,000	4,000	6,050	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		5. 他会計借入金													
		6. 国(都道府県)補助金	147,150	196,205	107,550	178,250	24,800	29,700	176,800	189,800	35,600	76,600	116,500	139,700	176,800
		7. 固定資産売却代金													
		8. 工事負担金	9,147	936	195	486	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	9. その他														
	計 (A)	361,034	385,299	207,086	339,856	55,050	64,050	337,050	361,050	361,050	75,050	151,050	225,050	268,050	337,051
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	361,034	385,299	207,086	339,856	55,050	64,050	337,050	361,050	361,050	75,050	151,050	225,050	268,050	337,051
	資本的 支出	1. 建設改良費	288,323	384,483	197,000	341,535	46,000	55,000	328,000	352,000	66,000	142,000	216,000	259,000	328,000
		うち職員給与費													
2. 企業債償還金		84,263	87,931	95,327	100,164	101,913	99,882	99,088	92,411	96,138	96,989	96,732	102,049	101,510	
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金		10,000													
5. その他															
計 (D)	382,586	472,414	292,327	441,699	147,913	154,882	427,088	444,411	162,138	238,989	312,732	361,049	429,510		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		21,552	87,115	85,241	101,843	92,863	90,832	90,038	83,361	87,088	87,939	87,682	92,999	92,459	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金		87,115	85,241	76,835	92,863	90,832	90,038	83,361	87,088	87,939	87,682	92,999	92,459	
	2. 利益剰余金処分額														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他				25,008										
計 (F)		87,115	85,241	101,843	92,863	90,832	90,038	83,361	87,088	87,939	87,682	92,999	92,459		
補填財源不足額 (E)-(F)					△ 0										
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)		1,453,602	1,528,083	1,461,782	1,514,368	1,433,656	1,359,074	1,411,186	1,480,975	1,415,237	1,383,648	1,386,416	1,403,667	1,453,358	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕											
収益的 収支分	収益的収支分	109,904	210,722	251,156	238,209	228,352	233,838	233,103	234,844	239,527	243,734	245,401	243,249	245,453
	うち基準内繰入金	35,505	76,026	88,298	66,224	33,112	8,278							
	うち基準外繰入金	74,399	134,696	162,858	171,986	195,240	225,560	233,103	234,844	239,527	243,734	245,401	243,249	245,453
資本的 収支分	資本的収支分	67,637	11,158	9,941	8,370	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	うち基準内繰入金	67,637	8,158	4,000	6,050	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	うち基準外繰入金		3,000	5,941	2,320	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
合 計		177,541	221,880	261,097	246,579	237,352	242,838	242,103	243,844	248,527	252,734	254,401	252,249	254,453

原価計算表

供用開始年月日 昭和 59 年 3 月 30 日  
 処理区域内人口 2,579人  
 計算期間 自 8 年 4 月至 12 年 3 月  
 ( 4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 72,760	千円 79,648	千円	千円 79,648
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	150	150		150
合 計	72,910	79,798	0	79,798

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費			
	給 料	千円	千円	千円
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費	5,148	6,200	6,200
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料	420	461	461
そ の 他	72	29	29	
小 計	5,640	6,690	0	6,690
ポンプ場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費			
	給 料	7,276	8,043	8,043
	諸 手 当	3,920	4,333	4,333
	福 利 費	1,830	2,023	2,023
	動 力 費	9,393	9,416	9,416
	修 繕 費	4,620	5,564	5,564
	材 料 費		50	50
	薬 品 費			0
委 託 料	86,856	95,300	95,300	
そ の 他	2,870	1,174	1,174	
小 計	116,765	125,903	0	125,903
一般管理費	人件費			
	給 料	12,918	14,279	14,279
	諸 手 当	9,266	10,241	10,241
	福 利 費	7,108	7,856	7,856
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料	10,243	11,239	11,239
そ の 他	12,823	5,246	5,246	
小 計	52,358	48,861	0	48,861
資本費	支 払 利 息	20,686	24,174	24,174
	減 価 償 却 費	209,294	241,179	241,179
	企 業 債 取 扱 諸 費			0
小 計	229,980	265,353	0	265,353
合 計 (Y)	404,743	446,807	0	446,807

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
資 産 維 持 費 ( Z )				4,824
使用料対象経費(Y)＋(Z)				451,631
				(X)／((Y)＋(Z))＊100＝ 18%

<使用料水準についての説明>

公営企業である下水道事業における費用負担は、トイレや生活排水等を処理する汚水に係る経費は原則として下水道使用料である私費により賄われるものと考えられます。

しかし、汚水処理の実態や現状の料金の状況下にあつては、全国的にこれら全てを私費により賄うことは難しく、当町においても同様の状況下にあります。町としては、汚水処理費用については、可能な限り使用料収入により回収(適正化)していく方針を定め、これを進めていくこととなります。

本経営戦略においても、料金改定やストックマネジメントによる投資の平準化等を検討した投資・財政計画を策定しました。これを前提としたシミュレーションにおいて、公費(繰入金)による負担を一定程度に抑えることが出来ているものの、公費負担をなくすことは難しい状況です。しかし、一部一般会計からの繰入にも依存しながら経営することで、一定の純利益を確保可能な結果となっており、令和8年4月から令和12年3月までの算定期間における汚水に係る経費の原価計算表では、資産維持費を2%程度計上した場合、使用対象経費の18%を料金収入で賄うこととなります。

今後においても、当該状況変化を確認することで一般会計繰入金と使用料水準の割合について継続して検討を進めます。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

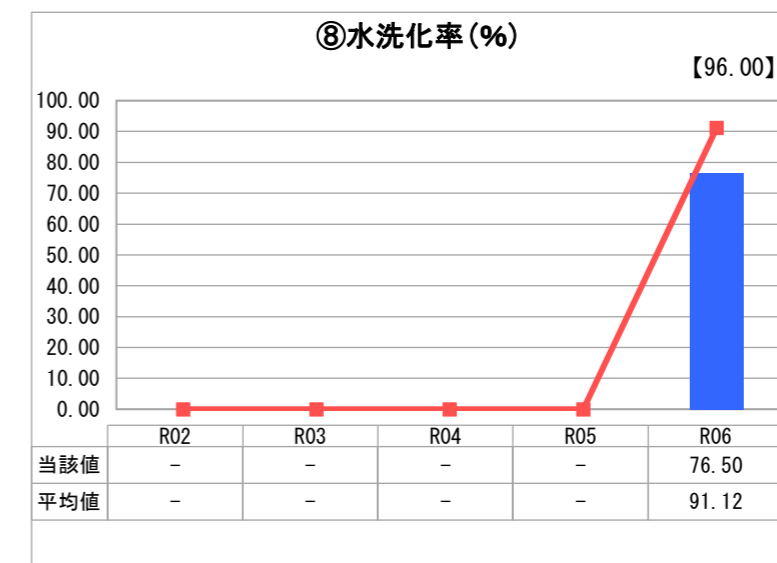
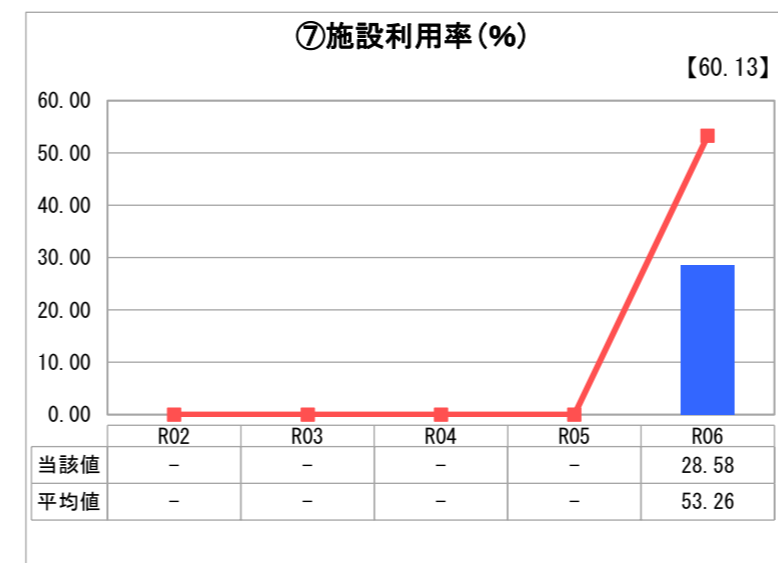
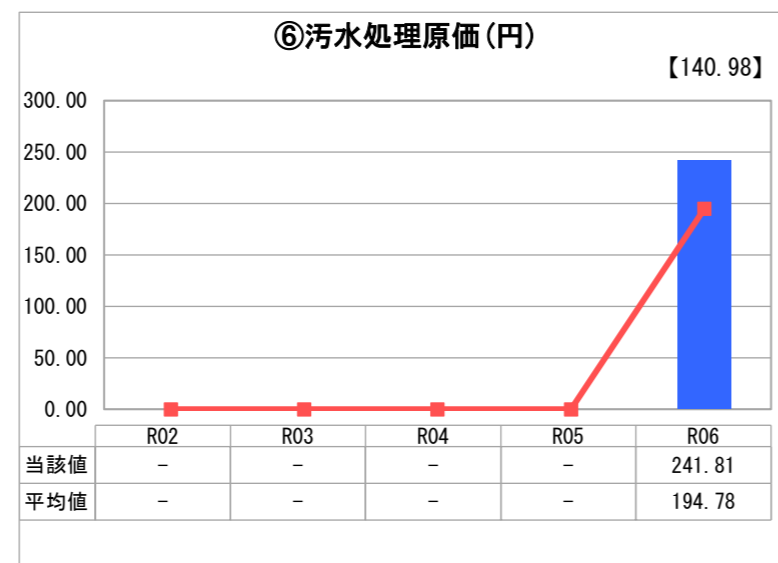
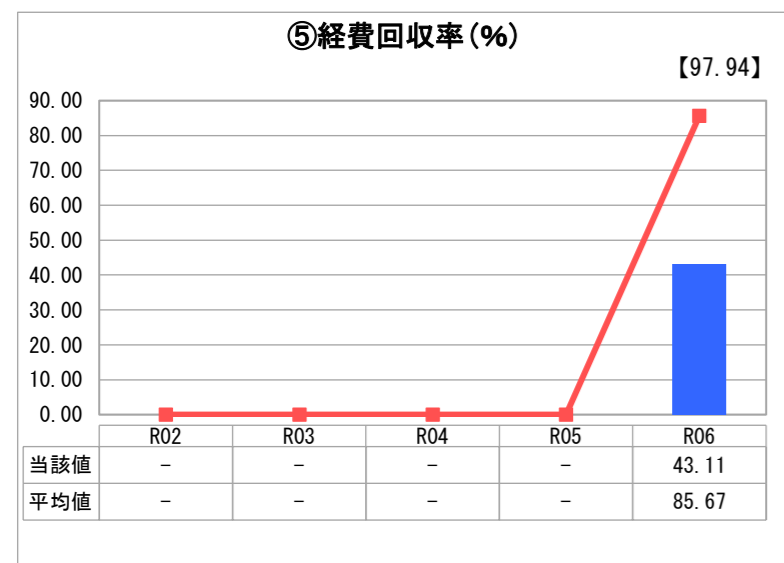
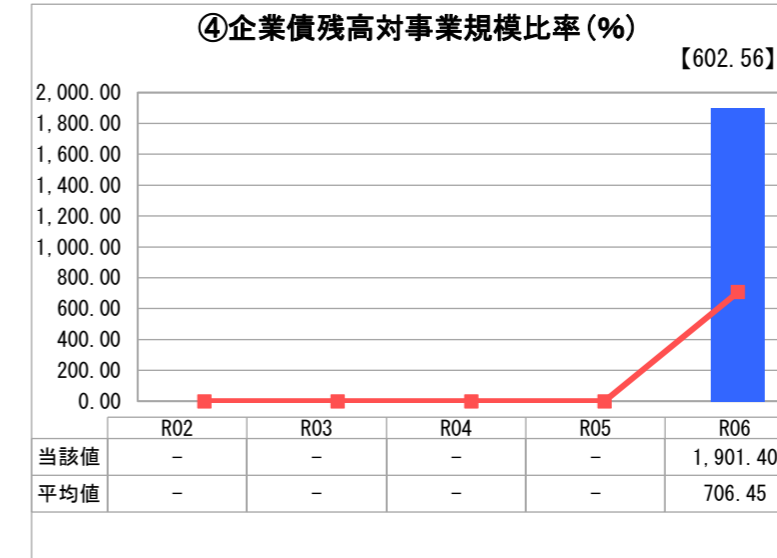
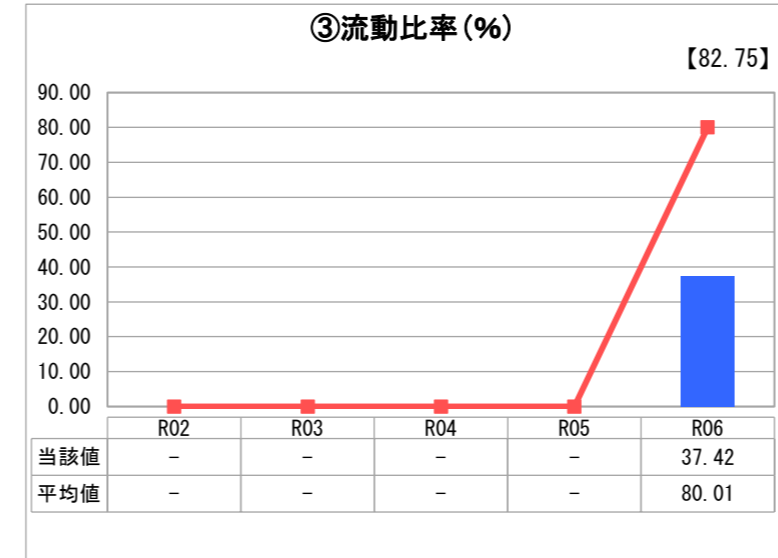
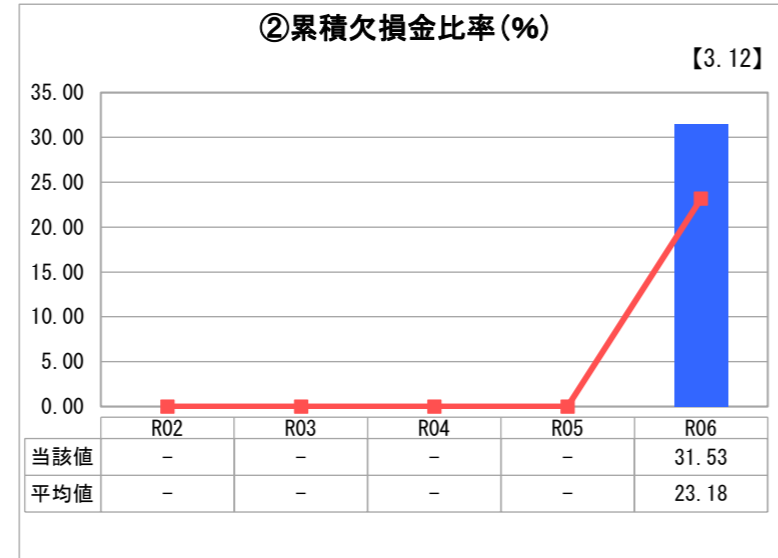
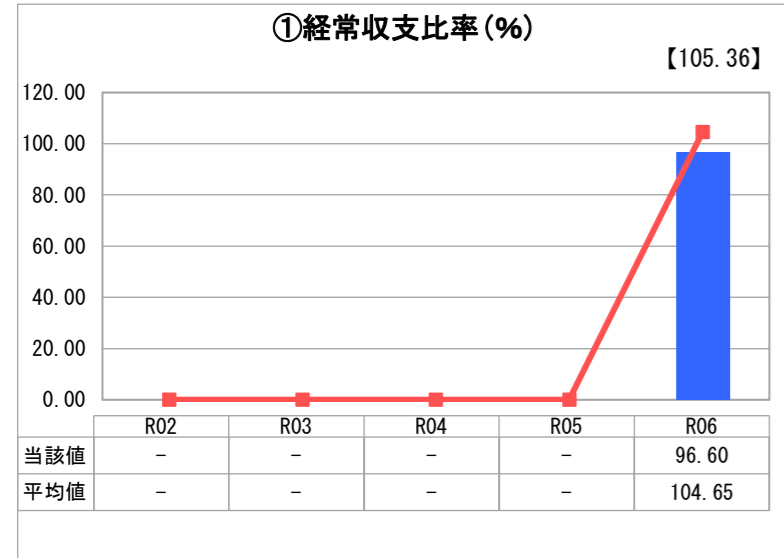
栃木県 那須町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	66.19	10.99	86.11	2,530

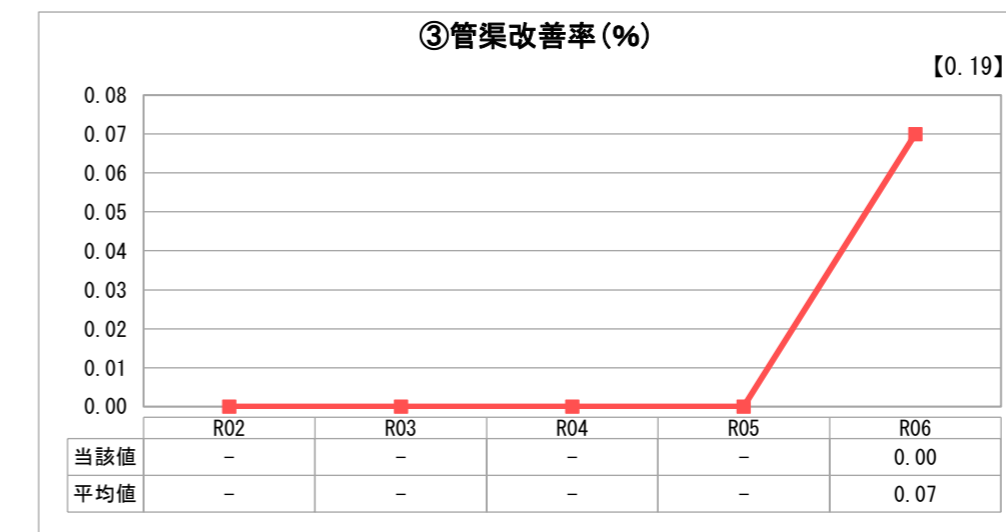
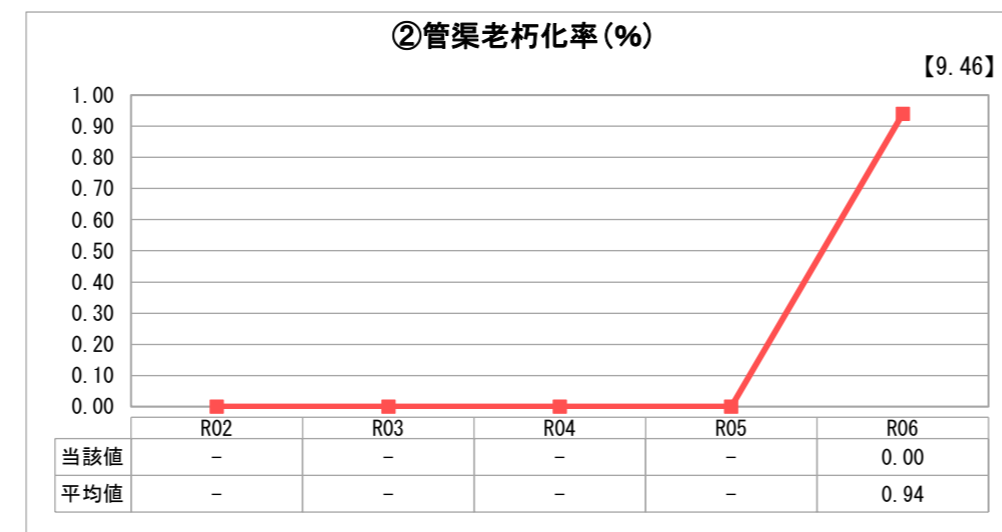
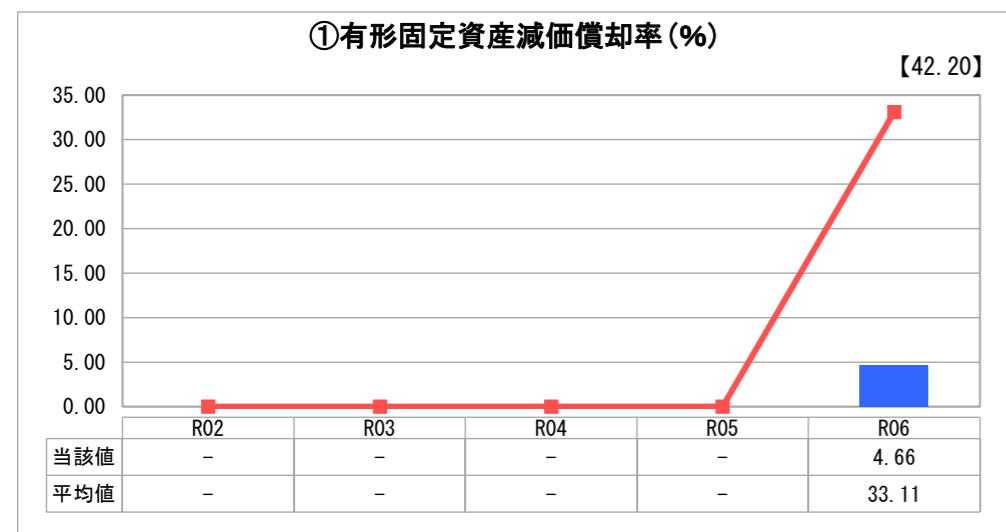
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
23,697	372.34	63.64
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,579	2.30	1,121.30

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

経費回収率は43.11%と、全国平均及び類似団体と比較し平均を下回っており、一般会計からの繰入金に依存した経営となっている。  
 施設利用率は28.58%と、全国平均及び類似団体と比較し下回っており、その要因の1つとして、汚水量の大半を占める湯本処理区は、主な汚水流入が観光汚水流入であり、観光シーズンピーク時の処理量と平常時の処理量に差があるため、施設利用率の低下に影響している。また、人口減少や大型ホテルの撤退による処理量の減少も利用率を下げる要因となっている。  
 処理場の運転・維持管理業務については、複数年契約による民間委託によってコスト削減を図り維持管理を行っている。  
 企業債残高対事業規模比率は1901.4%と、全国平均及び類似団体より高く債務超過傾向にある。今後も下水道施設の老朽化に伴う長寿命対策や耐震対策工事に係る債務の増加が見込まれる。

### 2. 老朽化の状況について

那須町には、湯本処理区と黒田原処理区の二つの処理区があり、湯本処理区においては、昭和59年3月に供用開始、黒田原処理区においては、平成14年3月に供用を開始している。  
 湯本処理区については、供用開始から40年以上が経過し、施設・管渠の老朽化が進んでいるが、令和4年度より湯本浄化センター及び黒田原処理センター施設の長寿命化・耐震対策工事を実施し施設の更新を図っている。今後は、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、ストックマネジメント計画に基づく計画的な改修を行う必要がある。

### 全体総括

令和6年度公共下水道事業の歳出合計8億8千9百万円に対し、一般会計からの繰入金金が2億2千百万円となっており、繰入金に依存している。  
 整備予定の下水道全体の整備が完了しても、普及率は人口全体の約12%程度で、負担公平の観点から適正な料金改定の検討が必要となっている。  
 人口減少や高齢者世帯の増加による水洗化率（接続率）の低迷や節水型製品の普及等も使用料収入が増加しない要因となっている。  
 今後も戸別訪問や広報による周知など、未接続対策の充実を図り、経営改善に向けた取組を行う必要がある。  
 また、施設の老朽化による修繕・改築が必要であるが、近年の物価高騰によるコスト増が営業費用の増加につながっている。今後の営業費用を抑制するため、ストックマネジメント計画による費用の平準化を図りコスト削減を図る。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 那須町公共下水道事業（湯本処理区）

計画面積 全体計画：152.0ha 事業計画：149.6ha



湯本処理区

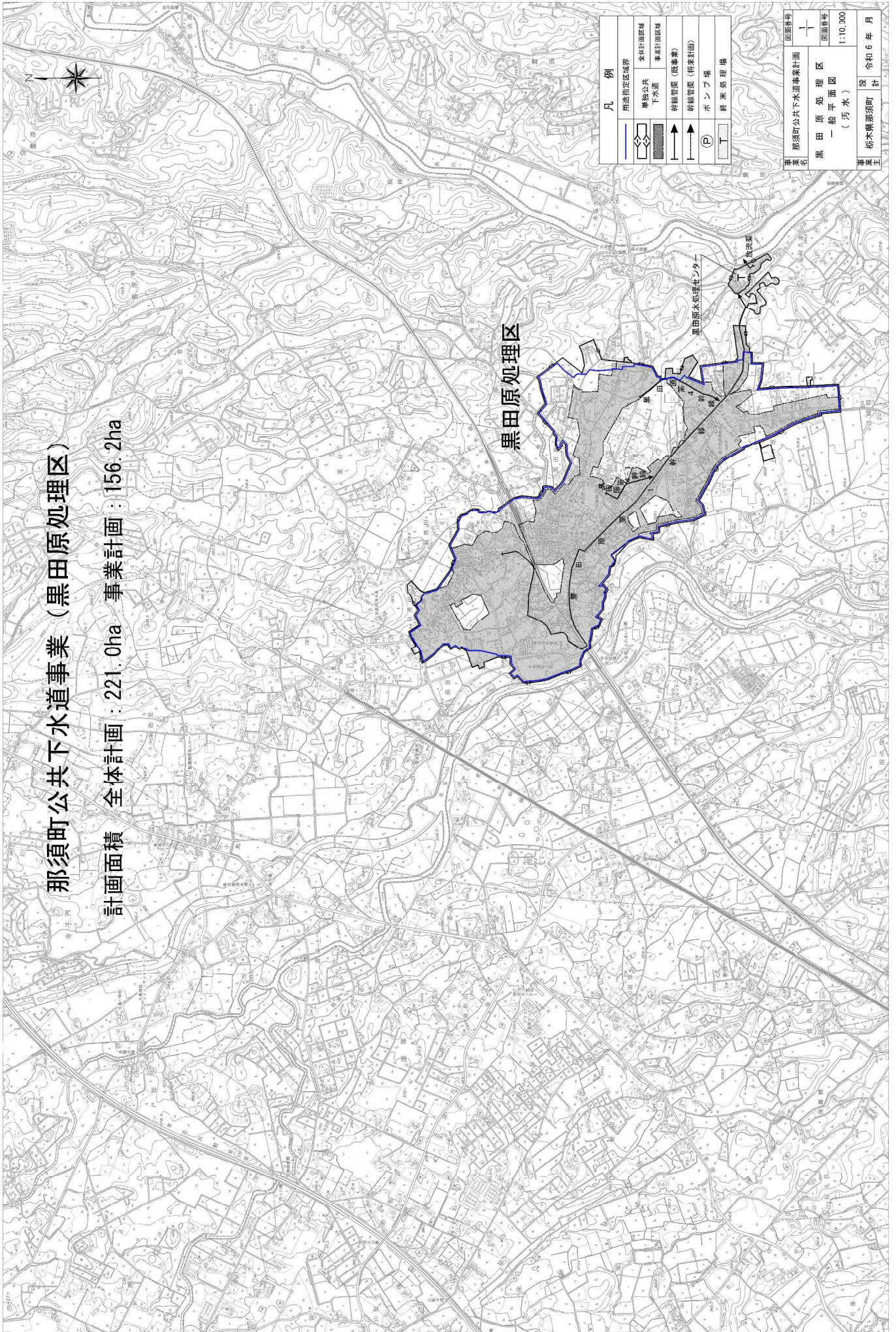
湯本浄化センター  
【吐口№8】  
一級河川 湯川  
水質環境基準：Aイ

凡 例	
	用途指定区域境界
	単独公共 下水道
	全体計画区域 事業計画区域
	幹線管渠（既事業）
	幹線管渠（将来計画）
	ポンプ場
	終末処理場

事業名	那須町公共下水道事業計画	図面番号	1
	湯本処理区 一般平面図 （汚水）	図面番号	1:10,000
事業主	栃木県那須町	設計	令和6年月

# 那須町公共下水道事業（黒田原処理区）

計画面積 全体計画：221.0ha 事業計画：156.2ha



凡例	
	用途指定区域境界
	全体計画区域
	事業計画区域
	単独公共 下水道
	幹線管渠 (既事業)
	幹線管渠 (将来計画)
	ポンプ場
	終末処理場

図面番号	十
那須町公共下水道事業計画	
黒田原処理区 一般平面図 (汚水)	
図面縮尺	1:10,000
専任者	那須町 令和6年 月 日 計